

建設工事事業者 各位

飯田市財政課長

飯田市土木工事等における週休2日工事の補正について

日頃より、建設行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、土木工事等の週休2日工事の経費の補正については、「飯田市土木工事等週休2日工事実施要領」を制定し、令和8年3月1日から施行しているところですが、この度の県の「週休2日工事実施要領」の改正に伴い、令和8年10月以降の土木工事等について以下のとおり行なうこととしましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1 対象工事等

飯田市が発注する土木工事等（建築工事以外の土木工事（河川工事、道路工事、農業施設工事、その他これに類する工事））を対象とする。

2 令和8年10月以降の補正

長野県の「週休2日工事実施要領」に準じて補正を実施しないものとする。

3 適用日等

令和8年10月1日以降に起工起案する工事から適用する。入札公告または指名通知を行う工事から適用する。（閲覧設計図書の総括情報表の「実施設計単価表の適用日」において、「08.10.01」と表示される工事から適用する。）

飯田市 財政課 契約係
担当 鈴木
電話 0265-22-4511 内線 2135
E-mail kei-den@city.iida.nagano.jp